

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成29年5月18日（木）午後3時00分から午後5時4分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 青 沼 潔（横浜地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 宮 澤 睦 子（横浜地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 富士原 志 奈（横浜地方検察庁検事）

裁判員経験者1番 60代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 女性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは3時になりましたので、裁判員経験者の皆様方との意見交換会をこれから始めたいと思います。

私はこの会の司会をさせていただきます、横浜地裁第2刑事部で裁判長をしております青沼と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから簡単に御挨拶をさせていただきます。本日はお忙しい中を裁判所にお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の意見交換会は、裁判員を経験された皆様方から裁判員裁判に参加した率直な御意見や御感想について伺って、今後、行われる裁判員裁判に活かしてまいりたいと思っております。これから裁判員として参加される方にとっても参考になることあるいはアドバイスを皆様から伺って、これから参加される裁判員の皆さんの不安感や負担感を少しでも解消していただければと思っております。

私はこの横浜地裁に去年の8月30日から勤めておりまして、こちらでの裁判員裁判の経験が5件程度ということになりますが、前任の裁判所での裁判員裁判の経験と合わせて合計40件程度、今まで経験させていただいております。

それぞれの事件がすごく思い出深く、一緒にお話をした裁判員の皆さんの顔も浮かぶところですが、裁判員の皆様とお話をする中で一つひとつの事件の審理がより深く適正なものになったなということを毎回実感しております。そうした裁判員経験者の皆さんと今日またお話ができることを大変うれしく思っております。

時間は限られておりますけれども、ぜひ皆さん、忌憚のない御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここにはもう一人の裁判官と検察官も出席されているので、簡単に自己紹介をしていただければと思います。

それでは、宮澤裁判官、どうぞ。

(裁判官)

裁判官の宮澤と申します。よろしく願いいたします。

私は裁判官になりまして12年目になるところです。ですが、これまで民事事件や家事事件をやるが多かったため、刑事事件に携わるのは9年ぶりぐらいということになります。実は裁判員裁判というのはこの5月に1件担当したのが初めてというところで、これから刑事事件に携わる上で裁判員裁判をどのように運営していったらいいのかといったところを勉強していかなければいけないと思っております。今回、貴重な機会に参加させていただくことになりましたので、皆さんの御意見をととても楽しみにしております。今日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは検察官、どうぞ。

(検察官)

検察官の富士原と申します。よろしく願いいたします。

私は横浜地検には昨年の4月に着任しまして、公判をずっとやっております。前に公判部にいたときも含めて、今まで裁判員裁判自体は20件近く経験しております。

検察官としては毎回わかりやすい立証をと思って工夫をしているつもりではあるのですが、終わってみると毎回反省点がございます。また、裁判員の方々から裁判の結果としての判決を聞いたときに、私たちはもっとこうすればよかった、こういうふうに努力すればよかったと毎回気づかされるので、今日はこの意見交換会で皆様の率直な御意見をお伺いすることができたらなと楽しみにしてまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、皆様方からそれぞれ御担当された事件について全般的な感想を伺えればと思います。

段取りですが、まず私のほうから皆様方がそれぞれ経験された事案の概要や審理期間などについて御説明させていただき、その上で皆様の感想や御意見を伺いたいと思っております。

それでは1番さんですが、1番さんが担当された事件は、78歳の男性の被告人が横浜市内の自宅で殺意を持って当時43歳の長男の左胸を包丁で突き刺したけれども抵抗されたため、全治約2か月の傷害を負わせるにとどまったという殺人未遂の事案です。被告人が中程度の認知症と診断されたといった事情があったようです。この事件については特に事実関係に争いはなくて量刑が主たる争点となったと伺っております。

この事件は約1日半で公判の審理を終えて、検察官は懲役5年を求刑し、弁護人は執行猶予が相当という意見を述べたのですが、その後、評議を経て懲役3年、執行猶予5年の判決が宣告されました。

1番さんには公判審理から判決まで約4日間、裁判所にお越しいただいたと伺っております。

それでは、この事件について実際に審理に参加されて裁判員裁判を経験された率直な御感想と、やってみる前のイメージと、やってみた実際のところで違っているところ等があればお話しただければと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

(1 番)

今、お話があったとおり、この事件については認めていた、ただし量刑が非常に皆さん評議する人がいろいろ意見が出まして、やはり先ほど説明がありましたとおり被告人は認知症を患っており、被害を受けた長男の方が精神疾患で、その現場にいました被告人の奥さんは介護が必要な状況だった訳です。それぞれいろいろかわいそうな部分があって、罪は罪としてきちっと分けないといけないのだけれども、途中で情状という話が出てきて、その辺がやはり裁判員の方が少し揺れ動いた部分があって、そういう意味では非常に興味がある事案でした。

最初は最高裁のほうから裁判員の候補になりましたよと、それから呼び出しがあって、最後のところで結局、裁判員6人と補充裁判員2人の8名を選出するのに30人ぐらいをとるのですね。それをまた勝ち残ったという言い方もあれですけども、なので、これは国民の義務とか言われますけれども、私としても普段抽選というのは本人が応募したり申し込みして選ぶのだけれども、これは完全に受け身ですので、それも最終的に選ばれると神奈川県は1万800分の1と聞いていたので、その中で選ばれたということは、やはり義務と同時に参加しないとイケないと思って、そういう意味では積極的にという意味で出たのですけれども、その場におられる裁判員の方は性別も年齢も結構さまざまで、いろいろ意見を聞いておもしろいけれども、また疲れることがあったりして、裁判が終わって疲れが出たなど、新しい経験ということでいろいろ議論に責任も感じたりして、というのが全体の感想です。

(司会者)

ありがとうございます。

やってみる前の裁判員のイメージとやってみた後での感想は、どこか違ったとこ

ろはありますか。

(1 番)

やはりやる前というのは法廷の場，どちらかというとなら傍聴席から見るのと，裁判員のこちらから見るというのが全然違うなということと，傍聴席に座っておられる方は皆さん，裁判長が言われたときの反応というのが非常によくわかるなど。何か不満そうな顔をしたり，そうだとかいう表情がよく見えたなというところが，ちょっと話がそれるのでしょうけれども，新鮮な驚きでした。

(司会者)

ありがとうございました。またいろいろとお話しただければと思います。

それでは引き続きまして2番さんが担当された事件の概要は，23歳の被告人が交際相手の女性の15歳の娘さんに交際相手と被告人との性交場面の動画，画像を見せるなどして脅迫して，15歳の娘さんをホテル内に連れ込んで，15歳の娘さんにとってはお母さんに当たるわけですがけれども，言うことを聞かないとその画像をばらまくぞなどと脅してベッドに押し倒して口を塞ぐなどといった暴行を加えて強姦し，けがを負わせたという強姦致傷事件が1件。

それから，そういった強姦の事件の最中などにその様子を自分の携帯電話のカメラで動画撮影してそのデータを保存した，そういう児童ポルノを製造したという事件であります。

この事件についても，事実関係については争いがなくて量刑が主たる争点になりました。審理期間は約1日半で，検察官が懲役9年を求刑し，その後，評議を経て懲役5年6月の判決が宣告されたということです。

2番さんには公判審理から判決まで合計5日間，裁判所にお越しいただいたということです。

では，この事件について参加された率直な御感想等をお話しただければと思います。

(2 番)

率直に言って担当したくなかったような案件でした。皆さん、参加されている裁判員の方はみんなそういうふうに思っていたらっしゃったと思うのですが、悪質な案件で、量刑を決めるということだったので、量刑を決めるときに本人の情状酌量の余地の部分のお話をしたりとか、あるいは量刑を決めるときに尺度みたいなものが全くわからないので、個人的にもそれが一番心配だったのですが、他人に3年とか5年とかという刑を与えるときに、裁判官がいろいろアドバイスという過去の事例などを見せていただきまして、それがある程度参考になりました。

(司会者)

先ほど1番の方は結構お疲れになったということですが、審理期間5日間は結構お疲れになりましたか。

(2番)

疲れましたね。想像していたのと実際に自分がなったのでは全く違うというか、その5日間だけ裁判員になったのですが、本物の裁判官になった気持ちでした。つまり全く赤の他人にそういう罰を決めるというのはすごくプレッシャーがかかりました。プレッシャーがかかったのは、皆さんとお話しする部分もそうなので、法廷もすごくプレッシャーがありましたね。もともとあがるたちだということもあるかもわかりませんが、そういう真面目なところに入っていってお話を聞いたりとか、最後に弁護人が最終弁論をお話しするときに、弁護人のお話がすごい迫力があって、これもなかなか、自分に言われているみたいで、多分6人の人に言っているのですが、プレッシャーを感じました。

(司会者)

ありがとうございました。また引き続き御意見をいただきたいと思います。

それでは、次に3番さんです。3番さんが御担当いただいた事件ですが、これは経緯がいろいろある事案でした。79歳の被告人が76歳の妻を殺害しようとして未遂に終わったという殺人未遂の事案でした。

犯行に至る経緯としては奥さんが認知症にかかって、銀行で現金をおろしに行け

なくなると。被告人はそれまで銀行に一度も行ったことがなくて、預貯金のおろす方法を知らないので、おろせないまま手元の現金が底をついてしまって、この際、死んでしまおうということで被害者に刺してくれと頼んだのだけれども、断られた。そこで、被害者を殺して死刑にしてもらおうというふうに考えて、包丁で被害者の首を刺したけれども未遂に終わったといった事案だったかと思います。

この3番さんの事案については、2日間の公判審理を経て検察官は懲役5年を求刑し、弁護人は懲役3年、執行猶予5年が相当という意見が述べられました。評議を経て最終的に懲役3年、保護観察つき執行猶予5年の判決が宣告されたということです。

3番さんには公判審理から判決まで合計4日間、裁判所にお越しいただいたと伺っております。

では、この事件を実際に担当された御感想、御意見等、率直なところをお話いただければと思います。よろしく申し上げます。

(3番)

最初に裁判所から通知が来たときにはびっくりして、自分に務まるのかなという気持ちでちょっと怖いなと思ったのですけれども、主人にもぜひやったほうがいいというふうにも言われて、実際、参加してみて、とてもいい経験をさせていただいたなと思いました。

人生で、もしかしたら裁判所に来ることはないかもしれなかったのに、テレビの中のことだと思っていたものが身近なものになって、普通の生活ではきっとないような経験ができたという点で、参加してとてもよかったと思います。

この事案につきましては、被告人がおじいさんだったということもあって、耳も聞こえづらいということもあって、裁判官とか私たちが質問をしてもなかなかちゃんとした答えが聞けないというところもあって、何を考えているのかがわかりづらい事案ではあったかなと思います。

でも、裁判官がちょっとフォローしてくださったので、私たちはそれに従って内

容とか状況がわかったのですけれども、最後の量刑を決めるときには私たちは素人なので他と比べようがなかったのも、何が妥当なのかがちょっとわからなかったのです。

(司会者)

ありがとうございます。

やってみる前のイメージとやってみた後の実際のところは、何か違うところがありましたか。

(3番)

最初、本当はやりたくないと思ったのですけれども、今はやってよかったなと思いますし、もしまたこういう機会があったらやってみたいなと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。またいろいろとお話を伺います。

それでは4番さんに御担当いただいた事件の概要は、当時33歳の被告人、引きこもり状態ということだったようですけれども、68歳の実父を文化包丁で刺して殺害したという殺人の事件です。被告人は実父から観葉植物を枯らせたことを責められて、また実父が被告人が社会適応しようとしていることを認めてくれないと思って反撃して犯行に及んだという事案だったように伺っております。この事件については2日間の公判審理を経て、検察官は懲役10年を求刑し、弁護人は懲役7年が相当という意見を述べたのですが、評議の結果、懲役9年の判決が宣告されたということです。

4番さんには公判審理から判決まで合計5日間ほど裁判所にお越しいただいたと伺っております。

それでは、この事件を担当された率直な感想とか御意見を伺えればと思います。よろしくをお願いします。

(4番)

まずは、自分もまさか裁判員に選ばれることはないだろうというのをずっと思っ

ていまして、周りにやった人がいないというか経験した人がいなかったものですか
ら、まさか自分だと思っていなかったのですけれども、実際、通知をいただいて参
加させてもらって、やる前、通知が来たときはどちらかという不安でいっぱい
でした。本当にできるのかというのと、やったことがないものだったので、一体ど
う感じなのだろうという不安のほうがいっぱいでしたね。

それで、いただいた案内というかパンフレットを結構読ませてもらって、あれは
自分の中では結構ためになりました。やる前はみんな、不安とかやりたくないとい
う意見がやはり多かったけれども、やった後は非常にいい経験になったというのが
中にも書いてありまして、また、いろいろな手順というのも細かく書いてあったの
で、やる前に読んで非常に参考になったなというのが感想です。

実際の事件については殺人事件だったので、ショッキングな事件だなと思いつつ
も、その判決というか量刑はどうやって決めるのだろうかというのを初めのころは思
っていまして、裁判長とかの話聞く中で順を追って非常にわかりやすい手順で進
めてもらったので、やることに関しては本当に初めてだったし大変だなと思ったの
ですけれども、最終的には参加された裁判員の皆さんの意見とか裁判官の意見等と
自分はあまり逸脱していない考え方ができたのかなというのは最終的には思ってい
ます。

こういった事件の判決を決めるというのはやはり難しいことだなと思いましたが、
精神的には疲れましたがけれども、普段だったら仕事が終われば、疲れたから今日は
飲みにいこうということになるのですけれども、この期間中はお酒を飲むというこ
とが自分の中でなかなかできなくて、逆にお酒を控えたというような感じでした。
経験してよかったなとは今、本当に思っております。

(司会者)

ありがとうございました。

また同じ質問なのですけれども、やってみる前のイメージと実際にやったところ
の感想で違うところはありますか。

(4番)

本当に貴重な体験だし、これはやはり他の人にもやってもらいたいなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。またお話を伺おうと思います。

それでは、次に5番の方が担当された事件ですけれども、これは48歳、40歳、33歳の被告人3名の事件ということです。この3名が役割を分担して緊密に連絡をとり合いながら8か月余りの期間にわたって覚せい剤の譲渡を業とし、4,900万円余りの薬物犯罪収益を上げて、営利目的で合計約19グラムの覚せい剤を所持したという薬物関係の犯罪ということです。

この事件については2日間の公判審理を経て評議の結果、3人の被告人に対してそれぞれ懲役10年及び罰金600万円、懲役8年及び罰金300万円、懲役6年及び罰金300万円という判決が宣告されたということです。

5番さんには公判審理から判決まで合計5日間、裁判所にお越しいただいたと伺っております。

この事件を実際に担当されてみて、感想、御意見をいただければと思います。

(5番)

覚せい剤というのは今、世間でいろいろ問題になっています。実際、その裁判の裁判員をやることになりまして、いろいろ証拠とか概要とかを聞いているとものすごくあくどいというか、本当に会社組織みたいな感じでやっていて、もう許せないというのが実際の問題でした。本当に覚せい剤の現物を見せていただいたのですね。この小さな袋一つでどのくらいの人間の人生がだめになるのかなということも考えました。

被告人が証言していて、これはおかしいな、つじつまが合わないなというところで、ちょっと質問させていただいたら、同じ答えが出てきたのですけれども、私も二、三回、被告人と証人の方に質問させていただいたのですけれども、自分が法廷

の場で質問ができるということ自体、自分自身でびっくりしました。

いろいろ裁判長と裁判官がいろいろな資料を教えてください、最終的に先ほどおっしゃっていただいた判決になりました。

金銭的にも膨大な額でしたから、普通真面目に働いてもあそこまでの報酬はもらえないわけですよ。それだけの報酬をいただいて、なおかつ、それが多分暴力団の資金源になっていると思うものすごく考えさせられたし、許せない事件だと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。裁判員になる前のイメージとなった後のやってみた感想で、どこか違っているところを教えてください。

(5番)

何人かの方がおっしゃっていたのですけれども、最高裁からの通知が最初に届いたとき、何で私なのとすごく悩みました。次に、12月何日からという公判の通知が来て、こちらに来て、多分当たらないだろうなと思っていたら自分の数字が出てきた。まあいいや、こうなったら腹をくくってやるしかないと思って。それからは、絶対に1日も休まないで必ず来て、最後の判決まで行ってみようと思いました。

ただ、判決がおおりて終わった時点で、精神的にすごく疲れたのと、いまだに被告人3人の顔が、個々に全部思い出したりする。時々それがあつと思うのですけれども、大分それが落ち着いてきましたので、大丈夫なのですけれども。

最初は嫌でしたけれども、今は本当にいい経験をさせていただいたと思います。ですから、これからの方も嫌だと思うでしょうけれども、一生で経験したくてもできない経験なので、やっていただいたらということをおもいました。

(司会者)

先ほど被告人の顔が思い浮かぶということなののですけれども、それによってちょっと精神的に不安定になったりするということがありますか。

(5番)

3人とも今のところは刑務所に入っているわけですよ。ですから、まだいいのですけれども、出てきて、それで思い出したらどうするのだろうなどという感じはありましたけれども、それはほとんどないでしょうけれども。

ただ、傍聴席に被告人の関係者の方らしい人が判決のときに来ていたので、顔を覚えられて会ったらどうしようみたいな感じはありました。

(司会者)

いろいろ精神的な問題とか負担があるときは、サポートセンターというものもありますので御利用いただければと思います。

それでは、6番の方についてです。6番さんが担当された事件の概要ですけれども、これは51歳の被告人なのですが、当時、宿泊していた簡易宿泊所の前の路上でこの方が飲酒していたと。そのときに偶然そこにいた55歳の被害者と口論になって、被害者に顔を殴られたということに腹を立てて、被害者の顔面を両手のひらでたく暴行を加えて転倒させたと。その結果死亡させてしまったという傷害致死という事案です。

この事件についても起訴状記載の犯罪事実、傷害致死の事実については争いがなくて、刑をどのくらいにするかという量刑が主たる争点になったということです。

審理期間については2日間の公判審理を経て、検察官は懲役6年を求刑し、弁護人は懲役3年、執行猶予3年が相当というふうに意見を述べました。評議を踏まえて、最終的には懲役3年6か月の判決が宣告されたということになっております。

6番さんには公判審理から判決まで合計5日間、裁判所へお越しいただいたということです。

それでは6番さん、この事件を担当されての感想、御意見等があれば率直なところをお聞かせいただきたいと思います。

(6番)

まず裁判員になる前に家族の者から「最高裁判所から何か封書が来ているよ。」と言われまして、はっと思って、何かこれは最高裁判所ということ自体がまずあり

得ないことだと、これはきっと新手の詐欺だろうなと思って、どういうことが書かれているのだろうなと、まずそう感じました。

でも、そこには裁判員と。裁判員というのは聞くことだなということで。抽選をされて、それで裁判員に正式になって、特に違和感とかはなく、このままやっつくしかないよなとただ単純にそう思いました。

わからないことはわからないわけですし、できないこともできないわけで、ただ自分が今までのいろいろな見聞きした経験なりを素直にそのまま言えばいいのだろうなと。それ以上のこともできないわけですから、普通に入っていましたね。

まず驚くことが幾つかありまして、裁判所の中に入って行って座る席が一番高い裁判長、裁判官の横に座るというのは驚きましたね。ここに座るのかと。それは驚きました。それから、被告人に自分たちが直接質問できるなどということも想像もしていなかったことなので、そういうことがあるのかみたいに思いました。

総じて言えば、人生の最後のほうに来て、経験したくてもできないような貴重な経験をさせていただいたのだなと思います。

あとこの事件は、私なりに言わせていただくと非常に単純なと言いますか、深夜に近いぐらいの時間にお互いがかなりのアルコールを飲んでけんかしてしまった、売り言葉に買い言葉みたいな形になったというふうに自分は単純に考えているのです。片方の倒れていない方が、たまたま倒れて、道路のアスファルトに頭を打って、その何日か後には亡くなられてしまったということなのですが、その中で感じたことは、検察官のと弁護人の求刑で、こんなにも差というものがあるものなのだなということを知りました。かなりの開きがあるものだなと。

最後の量刑をずっと進めて行って決める段階のときなのですが、みんなやはりどの点というのが、どのぐらいがいいのかなんて全くわからないので。ただ裁判官がソフトがあるのだと。量刑に関する、あれは何でしたか。

(司会者)

量刑検索システムですか。

(6番)

ええ。そのソフトがあつて、そのソフトの中では傷害致死となると大体3年ぐらいのところはかなり位置で。決めるときは歩み寄ってすばっと決めるというところは、日本人は大したものだなと思いました。そういう印象を持っています。

(司会者)

ありがとうございました。また御意見を伺いたいと思います。

率直な御意見をいただき、ありがとうございます。その御意見を踏まえてまた進めさせていただきたいと思います。おおむね審理の順序に即して御意見を伺いたいと思います。

まず、皆さんが御参加された裁判員裁判で証拠調べが一番重要というふうに申し上げました。証拠調べの初めに、これから証拠調べによって明らかにする事実の内容などを事件の争点やポイントも含めて検察官や弁護人がそれぞれ主張した冒頭陳述をされたと思います。冒頭陳述は検察官や弁護人もメモを配って説明をされたと思います。

この冒頭陳述について内容はわかりやすかったか、その後の審理に役に立ったかということ伺いたいと思います。特に皆さんが御担当いただいているものは量刑が主たる争点なので、量刑を判断する上で十分なものだったのかということなのですけれども、検察官と弁護人の冒頭陳述について、どなたか御意見はいかがでしょう。

(1番)

検察官が大体パワーポイントなどでよく準備されているなど。資料もA3の中で1枚でまとめられているのですけれども、弁護人が私のときの事件は国選の方で、準備という意味ではやはり検察官がすごくなさっていて、どうしても弁護するほうは有利、不利とは言わないけれども、ちょっと後追いになっているのがちょっと気になりました。でも、犯した罪とか、そういうことについてはみんな共通の認識があったので。ただ、私たちとしては準備できていない、非常に時間がなかったので

すけれども、弁護人がしゃべるときが非常にわかりづらかった、整理できていなかったという感じがどうしても忘れてしまった場合がこちらとしてはちょっとありましたね。

国選だということと準備時間がなかったのがちょっと気の毒というのが、これは感想みたいなものですがけれども、ありましたね。

(司会者)

量刑を決めるポイントみたいなものは、検察官と弁護人の主張を聞いて理解できましたか。

(1番)

それはよくわかりました。情状部分はどうだとかという説明がちょっとあったりして、そういう意味では何となく思い描いていたよりは検察官のはわかりやすかったです。割と専門用語も使わずに。アイスピックや包丁とかの鋭い細長いもので刺した傷の跡が刺創と言うらしいのですけれども、それを知らなくて、これは刺創というものですよと補足説明があったりして、裁判員裁判を裁判員に対してわかりやすいようにというので、その法廷で検察官も弁護人も割と平易な言葉で言っているのは助かりましたね。

(司会者)

ありがとうございます。

他の方は最初の証拠調べが始まる最初のところの冒頭陳述というところでメモの説明があったと思います。その点については何かわかりやすさとか印象とか、いかがでしょうか。

(2番)

検察官がすごく準備されていて、わかりやすかったです。現場の写真などもあって、証拠として確認できてわかりやすかったです。

あと弁護人もメモを作ってくださいました。レジュメみたいなもの。それが非常に助けになりました。話がちょっとややこしい案件だったので、弁護人も何をそこ

に取り上げて添付したらいいのかみたいなところを悩まれたと思うのですが、そういう意味で3点、5点ぐらいポイントを押さえていただいて、あとは情状酌量のポイントも箇条書きでわかりやすかったです。

(司会者)

弁護人のメモは結構絞って書かれてあったのですか。

(2番)

レジユメは何が主に言いたい、主張したいのかというのは、一人一人が感じるポイントが多分違うのかなとも思いました。

例えば6人の裁判員がそれぞれ感じる部分が違うのではないかなとも思いましたけれども、優先順位づけで出されてあるとすごくわかりやすかったです。

(司会者)

その他の方はいかがですか、冒頭陳述に関する感想とか御意見とかは。

(4番)

裁判員のためにこれを作っていたらいいものですから、ペーパーにまとめて、しかも経緯とか犯行状況を時系列的に簡潔明瞭に作成していただいて、それを順に説明していただいたので、非常にわかりやすかったというのが第一印象です。

メモをとらなくても、裁判長から「よく話を聞いてください。書類は後からでも見られます。」というお話もいただいて、確かにこのメモはよくまとめてあって非常にわかりやすかったです。

その犯行現場の写真、「昔は生々しい写真とかというのがありましたけれども最近はそのようなものはないです。」ということで、実際の犯行現場の状況といったものも実際の写真とかではなくて絵にしたような、要は裁判員に優しいというのか、そういったところもあったので、わかりやすく事件の概要等々は理解できたと思います。

(司会者)

多分、そこは証拠調べに入ってから部分かもしれませんね。

(4番)

そうですね。

(司会者)

この事件の冒頭陳述は、いきさつというのが複雑というか、今までいろいろありましたね。それは結構理解できましたか。

(4番)

はい。時系列というか経緯を説明してもらったので、わかりやすかったです。

(司会者)

時系列というところがよかったということですね。

(4番)

はい。

(司会者)

他の方はいかがでしょうか。

5番さん、いかがですか。3名の事件で結構大変だったと思うのですが、最初の検察官の主張あるいは弁護人の主張はわかりやすかったですか。

(5番)

私個人だけではなく、他の方もそうだと思うのですが、こんなことしか言わないのとは一番思ったのが弁護人なのです。弁護人があまり被告人のことにに関してそんなに言わなかったのです。ですから、みんな戻ってきて話したりもしました。3人でするので個々に分かれて、2日目に証人とかがあったのですが、本当に今もおっしゃってくださったように、すごくまとめてあってわかりやすくて、それで理解することができました。

(司会者)

それは検察官のほうの主張ですね。

(5番)

そうですね。検察官がおっしゃっていらしたことは、素人の私たちでも飲み込み

やすい言い方だと思いました。

(司会者)

なかなか3名で一緒にやる事件がないもので、非常に参考になるなと思ひまして伺いました。

(5番)

こう言ったら語弊がありますが、一人のほうがもうちょっと簡単なのかなど。この3名が3名とも一人ずつ役割分担がありますので、その役割分担が流れていくことで完全に見えてくるわけですね。メモにその役割分担が書いてあって、みんないろいろ聞きながらここで感じたことを書いたりとかして、後の評議の参考にしたのですけれども、もうちょっとわかりにくくて私たち素人には難しいかなと思ひましたけれども、ここまであれすると、3人の場合でも大体わかりやすかったですね。ただ、3人でやっていて役割を分担して、本当にあくどいという一言です、この事件は。知れば知るほど腹が立ってきます。

(司会者)

その主張があつて、その後の審理を聞く上では役に立ったという感じですか。

(5番)

そうですね。

(司会者)

また審理のところでも少し伺いたいと思ひます。

他の方はよろしいですか。6番さん、最初の冒頭陳述、最初の説明のメモとかの記載とかで何か感じられたこととかはありますか。

(6番)

それは参考にはなつたと思ひますね。これをいただいているし、これを見てまた自分たちが判断すればいいのだろうし、お互いの主張が弁護人と検察官の立場上のこともあるだろうし、それを踏まえた上で自分たちがどう判断すればいいのだろうというものかなと思ひましたね。

(司会者)

これも量刑が争点になった事案なのですからけれども、量刑を考える上では役に立ったという感じですか。

(6番)

そうですね。

(司会者)

3番の方はいかがですか。冒頭陳述について、もし感想等があれば。

(3番)

検察官がちょっと強引だったかなという印象があります。関西弁のおもしろい感じの方だったのですけれども、被告人がおじいさんだったので耳が遠いというのと、ちょっと何を言っているのかよくわからないようなところで「何を言っているのかわかりませんが。」と口を挟んだりとかして、強引にそういう人となりに持っていくようにしているのかなという印象を受けました。

それが少しわかったので、それを考慮した上でどういう人なのかなというのは自分なりに判断したつもりなのですけれども、印象としてはそういうものがありました。

(司会者)

口頭での説明みたいなところがそんな感じが見受けられたということですか。

(3番)

はい。

(司会者)

弁護人の冒頭陳述はどうでしたか。弁護人もメモを配ったと思うのですが。

(3番)

メモはとてもわかりやすく、弁護人は被告人に優しく話しかけるような感じで、こちらにもわかりやすく説明してくれたと思います。

(司会者)

割とコンパクトに書かれているのですけれども、刑を決める基準みたいなものは弁護人は割合と説明したという感じですか。

(3番)

メモするとこのぐらいですけれども、そのときの状況を聞いていてわかりやすかったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

皆さんは冒頭陳述で、刑を決めるときはこういうふうを決めるのだみたいなところは、検察官なり弁護人の説明で大体はわかりましたか。

やったことの重さに応じてということを決めるという、犯行の態様とか動機とか経緯を重要視しましょうということは説明があったと思いますけれども、冒頭陳述の中ではこれは結構理解できましたか。それとも、いまいちだったですか。いかがですか。

(1番)

評議のときにはある程度みんな見据えてきて、そういう資料も配られたし説明いただくのだけれども、どんどんと進みますからそれを聞くのが精一杯で、先ほどはこういうことを言っていたのだというのをみんなで話して、評議のときにそういうのが絞られてきたかなというのがありますが、冒頭のときにそういうポイントというのはあまりぴんと来なかったというのがあるのですけれども。

(司会者)

むしろ評議になってからですか。

(1番)

評議になってからある程度、皆さんが話を裁判員の人たちの中で大体整理できたかなというのが大きかったような気がしますね。

(司会者)

皆さん、そんな感じですか。

(5番)

私の事件は何せ考えなければいけないことがいっぱいありましたので、量刑というのは二の次、三の次と言ったらあれなのですけれども、そうなります。これでこうやっていて役割がこうで、携帯でこういうふうに行ってとか、そういうことを全部自分たちで理解して、こういうところはこうだからこれはちょっと重いとか、他の人はもうちょっと低いあれかもしれないぐらいの漠然としたものしかわからなくて、何せやっていること自体を理解して、それからでした。

(司会者)

量刑という観点よりむしろ何をやったかという事実をしっかり見るので精一杯だったという感じなのですね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

3人の事件ということもあったということですね。わかりました。

量刑の基準については、大体1番さんが先ほどおっしゃったような感じですか。

(2番)

裁判長がおっしゃったのは、冒頭陳述では事実を確認してくださいというふうに言われて、そのことを検察官の方と弁護人と事実をどういうふうに主張しているのかなということを気をつけながら話を聞きました。特に私の案件の場合は殺人とか盗みだけではなくて、どちらかという人権的に配慮を要する強姦致傷という事件なので少し質が違うようなことだったので、どちらかというそれは次の場面、評議の中でみんなは質の悪さはどのぐらいなのかということについて話し合いました。

(司会者)

ちょっとまた観点が違うのですが、冒頭陳述が終わった後に裁判官から、冒頭陳述を踏まえて量刑が一番中心的な争点ですよということで、量刑というのは一体どういうところをポイントに決めるのかという説明はありましたか。冒頭陳述が終わ

った後、裁判官からは。特になかったですか。

(1番)

記憶にはあまりないです。

(5番)

量刑を決めるに当たって、感情的なものとかそういうのではなくて常に証拠をもとにして量刑を考えるということは言われました。

(司会者)

冒頭陳述の後にそういう説明があったということですね。

(5番)

はい。

(司会者)

他の方は特になかったということによろしいですか。何かありましたか、4番さん。

(4番)

なかったことはないと思うのですが、すみません、いろいろ説明を受けたと思うのですが、ちょっと覚えていないという感じですね。

(司会者)

6番さん、いかがですか。

(6番)

量刑は言われました。具体的なものは忘れてしまいましたけれども、それは言われています。

(司会者)

ホワイトボードに犯行の態様とか動機、経緯が重要だからという説明があったということですね。

(6番)

はい。

(司会者)

わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、冒頭陳述に今いろいろ御意見をいただきましたけれども、冒頭陳述の後に証拠調べに入っていくということになりますが、検察官、ここまでで皆さんに何か冒頭陳述関係で御質問はありますか。

(検察官)

簡単で結構なのですけれども、検察官としては一番最初に皆様方に事実関係を把握していただきたいということがあるので、たとえ量刑が争点の事件であっても、恐らく皆様にお配りするメモには最後、簡単な項目立てみたいな形で、簡単にお話しするというケースが多いのかと思います。

ただそれ以上にこの後の証拠調べで、例えばこの項目についてはこの証人の証言をよく聞いてくださいという説明があるケース、ないケースがあるかと思うのですが、もう少しこういうのを言ってくれば、その後、検察官の冒頭陳述でこういうことを言っているのは、この証人によって話を聞いてほしかったのだとか、わかりやすかったらどうかというような何か御感想とかありましたら教えていただければと思います。

(司会者)

更にこういう点があったらよかったなという観点の御質問ですが、検察官の冒頭陳述でこういう点があればよかったなというのは、いかがですか。

いかがでしょうか。どんな点でもよろしいかと思いますが。

(4番)

この段階ではそこまで頭が回らなかったと思います。初めてだったので、とにかく聞き漏らさないように聞こうというのが精一杯で、そこまで頭が回っていません。

(司会者)

後で振り返って、冒頭陳述とかでこういうものも前もって説明してくれたらよか

ったなというのがありますか。

(1 番)

こういうのがあればというよりは、こういうのがあってよかったなというのがあります。横浜の事件なので警察署で当日、最初の取調室でテープみたいな録音したやつを流したのですね。ほとんど聞き取りにくいだけけれども、雰囲気は本人が同意を、犯したことを認めているということもそれでわかったので、今度は横浜地検でも取り調べをするのですか。取り調べを検察官がやるのですね。そのときはテープは入っていないのか、記憶が間違っていたらあれですけども、テープを使って説明するとよりわかりやすかったなというふうに思います。

(司会者)

それは証拠調べのときですね。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

冒頭陳述の後ということですね。

(1 番)

ええ。だから、1 日目か 2 日目か忘れちゃったけれども、それがあったというのが非常にわかりやすかったなと。

(司会者)

よろしいですか。

(検察官)

はい、ありがとうございます。

(司会者)

では、その後、証拠調べについてですけども、皆さん、事件ごとに証拠調べの内容や方法というのは変わっていると思うのですけれども、例えば被告人質問は全員、どの事件でもやっていると思うのですが、被告人質問の内容は検察官の質問と

か弁護人の質問とかそういうのを聞いてわかりやすさとか、その後の量刑の判断に役に立ったかということですから、この点はいかがですか。どなたでもよろしいのですが。被告人に対する質問ですね。

(5番)

被告人が3人ですけれども、その役割に応じての質問だったので、その質問の仕方が妥当だったのではないかとというのが一番ありました。多分それ以上聞いても被告人は答えないのではないかとこののを途中からちょっと感じた部分がありました。

ある人物に対してのことは一切話さないのです。ですから、その人物が黒幕であるというのは後々にみんなわかってきているのですけれども。だから、そこまでしか、それ以上言っても絶対答えないから、そこが限度で、このくらいかなみたいな質問がありました。

(司会者)

3人の被告人を順次聞いていったと思うのですけれども、混乱したりとか理解しにくいというところはなかったですか。

(5番)

それはいいですね。本当に役割分担がはっきり分かれていて、主犯格の人はそれぞれに、お客からの電話を受け取る係、受け取ってそれで幾らと主犯格に言って、主犯格は直接顧客に渡す場所と数を指定してというトライアングルみたいな感じでやっていたので。

(司会者)

そういう構図はよくわかったということですね。

(5番)

資料にもそれは載っていますので、そういう構図はありましたので、3人でもそれは混乱することはありませんでした。

(司会者)

今回の犯罪行為に関する質問とその他の情状に関する質問を2回に分けて被告人

質問を実施された方はおられますか。記憶はどうですか。もう忘れてしまったかもしれないですけども、覚えていらっしゃるでしょうか。

多分2番さんのところは、たしか被告人質問を2回に分けてやったのですね。

(2番)

そうでしたか。

(司会者)

覚えておられませんか。

(2番)

ええ。失礼しました。

(司会者)

では結構です。

あと、多分、3番さんの方ですかね、被告人質問を結構長時間されていますね。丸一日ぐらいかかっていますか。

(3番)

はい。

(司会者)

これは、どうでしたか、結構長い時間されていますけれども、感想をいただければと思います。

(3番)

被告人が何回も言いますが、おじいさんだったので、質問に対して、すぐ答えが返ってこない。質問に対するAとBでBと言ったり、Cという答えが返ってきたりとかして、というのでちょっと長引いたという面もあるかと思うのですけれども、これが、他のものに対して長いのかどうかということもわからなくて、今、これが長かったのだなと知りました。なので、そのとき特に長いなどは思わなかったです。

(司会者)

もっと違うところでわかりにくい部分があったという感じですか。でも、最終的には何とか理解はできたということですか。

(3番)

事実はもう事実としてわかっていたので、被告人の答え方とかでくみ取っていつてわかったというような感じが。

(司会者)

被告人質問を皆さん聞いておられて、何か感じられたこととかが、もしあれば、いかがですか。

(1番)

最初話していたように、被告人が認知症にかかり、どの位だか知りませんが、質問に対してというか、検察官側のことに対して、本来はそれに対して答えて、裁判長もしくは裁判員に対して向かって言わないといけないのですね。ところが、検察官の方と言ひ合いみたいな感じになって、何かずっと黙っていたら、急に激高したりして、あまり言っていることが何を言いたいかわからなかった部分と、あと、弁護人のほうからいろいろ質問が、弁護人は多分こういうふうに持っていきたいというストーリーがあると思うのですけれども、それに対してもあまり的確な答えができなくなって、弁護人の方も途中で質問を打ち切るような形で、3番さんのあれではないのですけれども、最後、そういう理解的なものになったので、評議のときに、どうも被告人はこういうことが言いたかったのではないかと、後からみんなの後づけで推測し合うという、微妙につらいものがあるって、ちょっと話はそれますが、そういう場合の認知症ぎみ、高齢の方が何を言っているのかわからないときは、どう判断したらいいかというのが、ちょっと課題が残るのではないかと思います。

もちろん、弁護人と事前に打ち合わせをしているかもしれないのですけれども、全然そのとおりに進まないのです。こっちは全然わからないということになる。というので、ちょっと課題が残るのではないかと思います。

(司会者)

あと被告人質問を聞いて、何か感じられることとか、いかがですか。

(5番)

悪いと思ってやったとか、そういう感じの質問を1人の被告人にしたのです。そうしたら、被告人が言った言葉が「義理のある人に対して恩を返すのが人の道ではないですか。」と、逆に被告人がそういう感じで言ったのが印象的です。

(司会者)

被告人の話聞いて、老人の方とか、認知症の方とか、どんなことをやったかということについて十分聞き取れなかったという部分があったと。

それ以外の方は、どんな動機で、どんなことをやったかということについては、大体理解できましたか。

(4番)

被告人の説明は理解できました。ただ、淡々と表情を変えずに、はっきりと大きな声で結構しゃべっていたので、動機というか、そういうところは淡々と話をしたのですけれども、実際に、殺害したそのところの瞬間は全く記憶にないということで、その前後は、気づいたときは、自分が刺していたという状況で、そのところは記憶にないということをしっかり言っていて、理由は、さんざん自分が責められてとか、過去のそういった家族関係とか、そういうのを淡々としっかりと結構難しい言葉を使って説明したので、そこら辺はよくわかったのですけれども、どちらかという、説明は淡々としっかりとしていたのだと思います。

(司会者)

あと、いろいろな証拠調べがあったかと思うのですけれども、多分、被告人の精神疾患の状況を鑑定したお医者さんの尋問があったりとか、それから、被害者の方を解剖したお医者さんの尋問とかの事案もあったかと思うのですけれども、そういう専門家のお医者さんの証言を聞くことで、量刑の判断にどういうふうに影響というか、役立ったかということなのですけれども、どなたかどうですか。

(4番)

言葉自体がよくわかっていなかったのですけれども、その説明もあったのですが、でも、その説明を聞いても、それが実際に事件に結びついたのかと言われると、ちょっとわからなかったかなという部分もありました。

(司会者)

そのお医者さんの発言を聞いて、精神疾患の点が、刑を決める上で、どういうふうに影響するのか、しないのかということはどうですか。

(4番)

多少という言い方は申しわけありませんが、参考になったのですけれども、それが決め手かと言われると違うのかなという。そういう判断はできたのですけれども、どこまで精神疾患が影響を与えるものかというのは、ちょっと難しかったです。

(司会者)

お医者さんの説明が、ちょっと難しかったですか。

(4番)

説明は、わかりやすくしてもらったのですけれども、精神疾患そのものがよく理解できないというか、どういうものなのかと。

(司会者)

そもそもの病気の内容がよく理解できないという感じですかね。

(4番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

他に解剖したお医者さんの証言とかもあった事案があるかと思うのですけれども、いかがですか。

6番さん、いかがでしょうか。覚えておられますか、お医者さんの証言がありましたね。

(6番)

後になったら、あれも聞けばよかったなということで、聞いておけばよかったなと。被害者の方も、健康の状態というものに対して、もっと深く聞いておけばよかったなということは、後になって思いました。それはあります。

ただ、それが量刑に直接的にというのは、それほどでもなかったです。全く、今思っても、それが直接結びつくかというのは、思わないですね。経過の中でのという形で、そういうことだったのだなということで、それが直接とは考えないです。

(司会者)

そうすると、お医者さんの説明が、量刑に結びつくかというのは、理解できなかったという感じですかね。

(6番)

ええ。

(司会者)

わかりました。

それから、先ほどちょっと、まさか自分が直接質問できるとは思わなかったということをおっしゃったのですけれども、皆さん、質問されましたか、被告人質問なり、証人尋問なりで質問されたのですか。質問したことによって、その後の自分の考え方とか、審理について違ってきた点とか、質問してよかった点とかが何かあれば、おっしゃっていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(5番)

証人の1人に、証拠になる段ボールなのですけれども、段ボールをコンビニのそばに捨てたとか、何かそういうことを証言していたのですけれども、どう見てもおかしい内容なのです。それで、また、質問して、確認したのですが、でも、何度聞いても、それはつじつまが合わなくて、他の方にも何か質問したのですけれども、でも、質問すると、結構理解できたりしますね。自分で、これは絶対におかしい、はっきりした、ちゃんとしたことは言っていないと思うと、では、これは必ず何か

隠しているからというふうなことで、人間は思い浮かべると思うのです。だから、質問ができたのはよかったと思いました。

(司会者)

理解が進んだという感じですか、自分なりにね。

(5番)

ええ。

(司会者)

他の方は、御自身で質問されて、何かよかった点とか、あるいは感想とかはありますか。

どうでしょうか。

(6番)

直接質問させていただきました。その方の生き立ち、そこに至った、その周りの環境といいますか、背景とかを考えたときに、やはり、同情してしまったというものもありますね。あとは、経済的な部分とか、そういった部分とかを考えてくると、どうしても同情してしまいましたね。

(司会者)

その質問をする中で、何か自分として考えが深まったとか、そういうことはありましたか、理解というか。

(6番)

深まったというより、被告人は思ったほど、そんな悪質な人間とも思えなかったですし、たまたま起きたことなのだろうなと思っています。ちょっと同情してしまう。

(司会者)

質問をしながら、そういうことを感じられたということですね。

(6番)

ええ。

(司会者)

ありがとうございました。

あともう一点は、今、いろいろ被告人とか、証人とか、実際に生の声で証拠調べを見ていただいた部分なのですけれども、その他に、実際には法廷には来られていないのですけれども、捜査段階で、いろいろ供述調書が作成されて、そういう供述調書が朗読されたのを聞かれたという事件はありますか。生の声ではなくて、警察官とか検察官に話した内容をまとめた書面が読み上げられたと、そういうことはありましたかね。

(1 番)

先ほど申し上げた、警察署での当日とか、翌日朝晩の調書と、横浜地検で何とかというのが実際に、文面は見なかったけれども、そのテープみたいな、テープは出さなかったですかね。出さないのですか。

(司会者)

テープを聞いたということでしょうか。

(1 番)

ええ、聞いたと思います。それは、非常に聞き取りにくいものだけれども、殺意があった、被告人が反省しているとか。それで、地検でやった内容も、若干変わっているのだけれども、罪を認めてとといいますか、というのがわかってよかったなと思ったのですけれども、勘違いだったらあれですけれども。

(司会者)

その供述内容の録音されたものを聞いたということですかね。

(1 番)

ええ。

(司会者)

調書は、朗読されたりということはなかったですか。読み上げられたりとか。

(1 番)

そのとき、調書、聞いた内容を整理したものをもらって、実際こうでしたというのをテープで出したのか、ちょっと、それは記憶にないのですけれども、資料にそういうのが、さっきも言いましたけれども、被告人が、ほとんどしゃべらないというか、そういう中で参考になりましたね。

(司会者)

あと、もう一点、量刑が問題になっている事案なので、もうちょっと、こういう証拠調べをしておいたほうが、量刑判断がより適正にできたかなというところがあれば、おっしゃっていただければと思います。いかがですか、ちょっと難しい質問かもしれませんが、こういうところが知りたかったな、量刑を決める上で、そういうことが、もし、証拠調べとか審理の中であつたら、どなたでもよろしいのですけれども。

(1番)

たびたびすみません、さっきの被告人が認知症とか、それで、被害者、息子さんが精神疾患という状況がどう影響するのか、認知症の段階がありますね。そのどの程度進めば責任能力が危うくなるのかとか、というのが評議に入った時点で、認知症にかかっている、皆さん、周りの方でいっぱいいる、家族の方で見たりするので、それは何となく、ちょっとしょうがないなとかになりつつあるので、それで、私は、殺意があることは明らかなだし、もともとその部分をわけないといけないのではないかと、その辺が事前に診断書とかはなかったのですけれども、どの程度まで罪に問えるのかとか、ちょっともやもやとしたところがありました。

(司会者)

そうすると、認知症にかかっている被告人について、その認知症は、どういうふうに影響したのか、その病気の内容とか、そういうことをもう少し詳しく知りたかったということですか。

(1番)

そうですね。これに出てきて、初めて何とか、結構ひどいのだなとわかったけれ

ども、そんな出てこないのだから問題になることではないのではないかと思っていたのです。そうしたら、結構、検察官と弁護人の方が全然かみ合わないし、あとは、類推するしかない、ちょっとつらかったですね。そういうのをもっと事前に、段階があるので、難しいかもしれないですけども、割り引いてではないですけども、ちょっとわかりにくかった。

(司会者)

そういうことがもっとあれば、よかったと、もっと考慮できたのではないかと。

(1番)

そうですね。だから最後のところは困っていましたね。

(司会者)

他の方は、何かありますか。こういう点が、もしあればよかったと、量刑を判断する上で、こういう証拠調べをしたほうがよかったみたいな。

(2番)

量刑を判断する上では、私は、客観的な事実だけでよかったのかなと。主観的なコメントは、事情は理解できるのですけれども、それは、でも、刑を判断するとき、邪魔になるというのはおかしいのですけれども、必要なかったのかなと思います。やはり結果が全てですから、そう感じました。

(司会者)

おっしゃったのは、恐らく客観的な犯行の態様とか、そういうことですかね。

(2番)

そうです。彼の生き立ちとか、そうですね。

(司会者)

やはり、そういう客観的なことを重視したほうがいいのではないかという御意見ですかね。

(2番)

特に、私の案件の場合は、当事者がもう一人いましたので、被害者のお母さんが、

被告人質問でいろいろやりとりしてはいますけれども、もう一人の人が出てこないわけだから、本当かうそかわからないですね、ある意味。

(司会者)

今、言われたのは、被害者が15歳の人のお母さんですか。

(2番)

そうですね。だから、それが事実かどうかわかりませんね。悪く言うのですよ、もちろん、事実をおっしゃっているのかもしれませんが、すごく理路整然と、はっきりと自信たっぷりでお話をされていたので、それは事前にいろいろ弁護士とお話をされた上での何か発言なのかなというぐらいに聞いていました。

(司会者)

そうすると、もっと客観的なところが出てきたほうがよかったと。

(2番)

いや、客観的なものは十分出ているので、主観的な刑を軽くするような、主観的な事実、それは事実かもしれませんが、そういうようなことはあまり聞きたくなかったですね。聞きたくないというか、必要ななかったのかもしれませんが。

(司会者)

証言の内容によっては、不必要な証言というか、そういうのがあったからという感じですか。

(2番)

関係あると思います、人によっては。

(司会者)

もう少し量刑を決めるのに、必要な証言に絞ったほうがよかったかなと、そういうことですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

他の方は、いかがですか。量刑を決めるに当たって、もう少しこういう証拠調べをしておいたほうがよかったのになという点がもしあれば。

何かもっと専門的な、さっき1番さんがおっしゃったように、専門的な人の意見とか、そういうのがもう少しあったほうがよかったなというのがありますか。それは、十分だったかどうかということですがけれども。

(4番)

このときは、これ以上のものは、もうないのだろうかと、逆にこういうところが他に必要かと言われると、そういうところは全く感じませんでした。逆に、弁護人側と検察官側とちゃんと十分、十分という言い方はおかしいのですけれども、それ以上の聞きたいことというのは、思い浮かびませんでした。

(司会者)

特に専門的な部分では、これ以上ないのだろうなという感じですね。

(4番)

はい。

(司会者)

1番さんは、もう少し専門的なところの話が聞きたかったというか、説明があったほうがよかったということですね。

(1番)

認知症のところの部分は、事前に調べていたら迷わず、すっきりしたのではないかと。わからなかったのだけれどもね。

(司会者)

証拠調べについては、いいですかね。

最後に、証拠調べ関係で、検察官、何か質問はありますか。

(検察官)

今回、人がお亡くなりになっていたり、けがをされているケースがあったかと思うのですが、恐らく、検察官としては、けがの状況については、模式図、イ

ラストで立証していたかと思うのですけれども、実際のけがの状況の写真を見てみたかったとか、そのほうが、よりどういったけがだったのかわかりやすかったとか、あるいはそのイラストが逆にわかりにくかったとか、何か御意見がございましたら、教えていただければと思います。

(司会者)

いかがでしょうか。

(4番)

裁判員の中に、実際の血を見るのがだめという人がいまして、逆にそういったのはどうなのですかと、逆に最初から質問されていましたね。それはだめなのだと、なので、そういうのは見られませんという人は中にいたのですけれども、そういった意味では、イラスト的なもの、傷の形状とかもイラストで示してもらったので、そこは問題なかったかなと思います。実際ですね、逆に生々しい写真よりかは、見やすいというか、精神的なダメージが逆に少ないので、そういう人にもよりよかったのではないかと考えています。

(司会者)

他の方はいかがですか。

(3番)

私も被害者の傷の状況が絵で示されたのですけれども、あれは、やっぱり本物で見させられると、そこまで詳しく見られないと思うので、そういう絵とかでよかったかなと思っています。

(検察官)

イラストが好評いただいたというのは、非常にありがたいことだと思うのですけれども、そのイラスト自体が、例えば、もう少しこういうイラストであったらわかりやすかったのではないかとか、そういった感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。特にございませんかね。

(司会者)

どうですか、更にこういうふうにしてくれたら、もっとイラストがわかりやすかったのではないかという方がおられれば。随分よくできているから、これ以上はないということなのですかね。

(3番)

例えばなのですけれども、私のこの案件の場合は、被害者の首のところに刃物を突き刺してけがをさせたということだったのですけれども、例えば、人体の絵とかで示してくれたら、よりリアルになるかなと思いました。

(1番)

私の場合は、検察官が犯行を行ったベッドルームと、刃物を持ってきた台所の見取り図が平面図であって、刺したときの心臓にほとんど刺さりそうだったという図式があって、今度は刺されたときの衣服、それから凶器の写真と、あとは、台所に行って引き出しを開けて取り出したときの写真、あれがあると非常に、包丁も絵になっている、包丁と果物ナイフとか、いろいろ並んでいる中で、それをあえて選んで、だから、殺意があったのではないですかと、イラストと写真と併用したのが非常にわかりやすかったですね。

さっき3番さんがおっしゃった体のどの部分を刺したとかというのは、イラストですけれども、当然、刺創というか傷口も写真で、私の場合は見させてもらいましたけれども、非常にイラストと写真の併用というのはわかりやすかったです。

(司会者)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、時間の関係もあるので、最後、証拠調べの結果を踏まえて、最終的な意見を、検察官は論告、求刑もされているわけですが、あと、弁護人は弁論ということでされているのですけれども、最後の主張について、量刑を判断する上で問題なかったか、わかりやすい主張だったかどうかということについてですけれども、いかがですか、最後の論告、求刑、弁論ですけれども、何か御意見はありますか。

(5番)

本当に素人の6人は、どのくらいのものだろうと、感覚すらわからないわけです。それで、グラフみたいな表を出していただいて、それで、大体このくらいのことでしたら、このくらいなのですみたいな感じで教えていただいて、それはすごく参考になりましたね。

(司会者)

検察官の論告で、グラフが出ているのがわかりやすかったということですかね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

よくこのグラフを論告等、弁論でも示されることがありますけれども、割合とわかりやすいという感じですかね。

論告について、何か検察官、御質問ありますか。

(検察官)

検察官としては、被告人に対する有利な情状を踏まえた上での求刑をしているつもりであって、それが論告の中で、被告人にもこういう有利な事情がありますということとは説明しているはずなのです。

ただ、実際のところ、判決になるとときには、通常、検察官の主張よりも、大体、下がった判決になるのはやむを得ないのかなと思うのですけれども、検察官がそのように、被告人に有利な事情を踏まえての求刑なのだということが、実際、どこまで伝わっているのかなということを疑問に思うことがあるのです。あまりそれは感じなかったというケースも多分あるかと思うのです。もし、そうだとすれば、検察官はどこに問題があったのか、せっかくですから、率直に教えていただければと思います。

(司会者)

では、まず、第1点は、検察官の求刑が被告人にとって有利な情状も踏まえた判断だと、皆さん、受けとめられたかどうかということですが、その点、皆さ

ん、どうですか。

(1番)

検察官は、きちんと実際の論告、最後に一般情状という表現で、こういう反省をしているとか、何とかいう説明もあったし、書いていました。それは、はっきり、今、おっしゃったとおり、そういうことも踏まえての求刑ですというのは明らかだったと。

(司会者)

他の方はどうですか、検察官の求刑は、被告人に有利な事情も考慮して求刑していると理解されたか、そうではなかったかということですが、4番さん、どうぞ。

(4番)

私のときも、そこはきちんと説明があって、そこを踏まえて実施していることか、そういったところも踏まえて、ちゃんと説明があったので、特にそういった意味では、そこを踏まえての求刑だったと思っております。

(司会者)

他の方はどうでしょうか。

(2番)

私のところも、被害弁償金のこともしっかりと指摘されて、ちゃんと考慮されて刑を決められたということがよくわかりました。

(司会者)

他の方は、何かコメントは、よろしいですか。

(3番)

被告人が有利になるところを含めてとは書いてあったし、検察官がおっしゃっていたのですが、その割には、求刑の年数が長いなど。

(司会者)

なるほど、実際、考慮はしていても長いなという感じを受けとめられた方は、他

にはおられますか。考慮をしているのはわかるのだけれども、ちょっとそれにしても長いという感じはどうでしたか。

(6番)

検察官としては、有利な情状を説明したかもしれないけれども、懲役6年という求刑は、ちょっと重いなという感じでした。

(司会者)

5番さん、いかがですかね。

(5番)

有利な事情を踏まえていてもちょっと重たいと思います。

(司会者)

それは、思ったのですね。

(5番)

はい。

(司会者)

そんな議論はされたのですか。

(5番)

いや、検察官の求刑というよりも、時間が迫っていたこともありますし、3人ということもありますので、あまりそっちのことというよりも、3人に対する量刑のことに対して話をしていたと。

(司会者)

そういう特殊事情があるわけですね。

(5番)

はい。

(司会者)

ちょっと時間の関係があるので、すみません、よろしいですかね。

では、最後に評議のところをちょっと話したいと思いますけれども、評議のこ

るで、裁判官が冒頭で、量刑の決め方の基本について説明したと思うのですがけれども、要するに、やったことの重さに従って刑を決めるということとか、公平のために量刑検索システムのグラフを用いるとか、そういったような内容について説明があったと思います。裁判官の量刑の決め方についての説明というのは、どうでしたか、皆さん、理解はできましたか。何となくしっくりこないところはありませんか。いかがでしょうか。

(4番)

全く自分たちは、量刑の決め方というのもわからないし、どう決めるかというのがわからない中で、ちゃんと説明していただいて、こういった例も教えていただきながら、こうやったので、そういう意味ではわかりやすかったというか、決めるには非常に役に立ちました。

(司会者)

他の方で、もう少し説明がほしかったという方はおられますか。

あと、もう一点、今、量刑検索システムの話が出たのだけれども、その中で、こういう量刑の傾向の中で、今回の事件がどのくらいの、軽い部類なのか、重たい部類なのか、それとも真ん中程度なのか、そういう議論はきっとされましたね。これはどうでしたか、当てはめの判断を実際にやってみて難しかったか、それともできたか、感想はどうですか。

(1番)

わかりやすかったと思います。

(司会者)

他の方は、いかがですか。ちょっと、これはあまりない思考パターンだと思うのですがけれども、グラフの中で、重い部類、軽い部類、中間部類、その議論というのは、皆さん、理解できましかね。やっていて、何か難しさはなかったですか。

(5番)

難しかったですね。

(司会者)

どういうところが難しかったですかね。

(5番)

やっていることが、三人三様で違って、主犯として、この人は一番重いのはわかるけれども、一番多いのは、この年数だけれども、でも、この年数よりも多いのだ、ちょっと罪が重いのではないかとか考えるのがとっても難しかったです。それは、皆さん、おっしゃっていました。グラフはとても参考にはなりました。でも、それを考えることは、とても難しいと思います。

(司会者)

他の方はいかがですか、グラフに基づいて、重い部類、軽い部類という議論をされたと思うのですけれども、やってみた感想として、どうでしょうか。

(2番)

グラフは大変参考になりました。ただ1つだけ、私の案件の場合、グラフはその事件が被害者に近い人の場合と、遠い人の場合は、何か近い人の場合は、意外と量刑が低かったのです。でも、被害者の立場に立ってみると、もしかしたら、近いがゆえに、ダメージは大きくて、軽くよりも、もっと重く考えたほうがいいのではないかと、私は思っていたのですけれども、そのあたりの話をみんなで話し合いました。それについては、みんなさまざまでしたね。

(司会者)

グラフを前提にして重いか軽いかを議論する、当てはめるといのはどうですか、難しかったですか。

(2番)

いや、それは、参考になりました。だから、何にすがるて決めればいいのかというのがありますので、何もないと決められないので。

(司会者)

やはり、それは参考になって、よかったということですかね。

(2番)

それは、よかったです。

(司会者)

他の方は、グラフの関係で、何か違和感というか、難しさはありましたか。グラフを前提に判断するという考え方ですけれども、大体みんな参考になったという方が多いですかね。

(1番)

一応、グラフはグラフであれなのだけれども、グラフが出てきた場合の突拍子もない、すごく重い結論が出たのがあるのです。その部分は、どういう事情があっただけか聞いたら、その案件ごとに検索できるではないですか、これはこういう、それは、凶悪だねとか、むしろ、軽いような気がするのだけれども、ちょっと低く、それを検索したら、被害者の方も、それは許していますというか、出てきたりして、そういう場合は、こう考えると、ちょっと全体を見ると同時に、案件ごとに事情というものもわかったので、みんな、割とそういう意味では見て納得、検索システムですか、できたなと思いました。

(司会者)

そうすると、単にグラフだけではなくて、例えば、重いものとか、軽いものの具体的な事情を見ると参考になったと。

(1番)

ええ、そういう考え方をこれまでしているのかなというのは、本当に案件ごとにいって、裁判員の方が質問すると、この件はこういうふうになっていますと、だから、みんなでそれを見て考えるといいですかね。

(2番)

あと1つ、グラフはすごく参考になったのですけれども、ちょうど私が担当した案件は、今、その量刑が重くなろうとしているのではないですか。

(司会者)

量刑傾向が重くなろうとしているということですか。

(2番)

強姦致傷という罪が重くなろうとしていますね。そういう意味では、できるだけ最新のグラフのほうがいいのかなとか、昔は、例えば、10年前はこうだったけれども、最近はこうだみたいなことがわかると、更にいろいろ考える参考になるのかなと思いました。

(司会者)

最新の量刑のそういう傾向を知りたいと、そうするといいのではないかとということですね。

(2番)

はい。

(1番)

だから、今、裁判員制度自体が、世間と社会の常識を、目を当てようといいますが、そういう意味では、過去のは、裁判員制度になる前のあれだから、2番さんがおっしゃるとおり、最近のデータがどうなっているのだというのは、非常に大事なことだと思いますし、それは、裁判員制度の趣旨にかなっていると思いますね。

(司会者)

随時、情報をインプットしているので、基本的には最新のものを前提にはしているのですけれども、それを御理解いただければと思います。

あと、いろいろ伺いたいのですけれども、例えば、評議の方法で、付箋にいろいろ有利な事情とか不利な事情を書いて、ホワイトボードに張りつけたりする評議のやり方があるのですけれども、そういうのをされた方はおられますか。

(2番)

やりました。

(司会者)

やってみた感想はどうでしたか。

(2番)

よかったです。皆さん、待っていると、なかなか意見は出ないのですけれども、必ず出しますからね。それで、グルーピングと言うのですか、後で整理するときも簡単だし、非常にいいと思いました。

(司会者)

他の方は、いかがですか。付箋の手法を使われた方で、評議の感想みたいなものがあれば。2番さんだけですか、他の方はいかがですか。

(6番)

いろいろな部分で皆さんの考え方とかというものを理解できますし、みんなこういうふう考えているのだなということは思いましたし、参考にはなりました。

(司会者)

他の人の意見もよくわかって参考になったと。

(6番)

ええ、わかって、そう考えているのだなと、なるほどなと思うときもあるし。

(司会者)

自分で意見を言うよりも、紙で書いたほうがいいやすいという面はあるのですかね。どうですか、それはありましたか。

(2番)

絶対にあります。

(司会者)

そういう意味では、よかったかなという感じですか。

(2番)

大賛成です。

(1番)

大体、私のときも付箋方式で、懲役何年とかを書いて、ちょっとコメントを書いたり、それで、みんな貼るということは、みんな出さないといけないのだなという

ことと、それで言葉にすることによって、しゃべっただけでは何か曖昧でわからない、みんな忘れてしまうという部分を書いて明らかにしたということと、あと、裁判官の方から、ホワイトボードにすぐまとめて、転記されたので、一覧性になって、そういう意味では、頭を整理するのに非常に付箋方式とホワイトボードというのは役に立ちましたね。

(司会者)

どなたところに意見の対立があるかとか、そういうことがわかりやすいと。

(1 番)

みんな責めたりしなくて、だから、出すことによって、どこに差があるかなというのが一目瞭然。付箋だけだと見えませんからね、遠くから、みんな、それを整理されて書くと明白になります。これも非常に議論するのに役立ちましたね。

(司会者)

あと、中間評決というか、いきなり最終的に懲役何年とか出すのではなくて、中間的な何かワンクッション置いて、評決したみたいなことはされましたか。

(5 番)

ホワイトボードに、何年から何年の分が何人みたいな、個人個人で考えて、それで順番に何年から何年と、その人数を書いていって。

(司会者)

最終評決前に一旦、更に結論を決める前に、中間的な評決をしたということですかね。

(5 番)

そうですね。

(司会者)

他の方もそうですかね。いきなり決めるのではなくて。どうですか。

(3 番)

そのとき、その中間で、今までみんなが議論してきたことを初めて数字に表すと

いうところで、自分の思っていたところがどの辺なのかなというのがわかったので、とてもいいと、いきなり本番だと、ちょっと危険な感じがするので、とてもよかったと思います。

(司会者)

それまでの議論は、デジタルとかをしていないわけですから、やはり、デジタルを1つやってみるということで、考えが深まる部分がありましたか。

(3番)

自分が思っていたことがどのくらいなのかというのもわかってよかった。

(司会者)

他の方は、いかがですか。

(6番)

裁判長が考えていましたけれども、あれは、やってよかったと思います。はっきりと周りの方の、裁判員の方の考えというか、こういうふうに思ったのだなということわかったので。その前に、パソコンのソフト云々というのがあって、それで同じような内容、事件がわかるのだという説明をされていたので、それを一旦やって、ちょっとずれているかもしれないなという判断もできましたし、その次に私らが担当したのは、最後の段階に決めるときには、やっぱりみんな考えが決まりましたものね。ですので、その前の段階でやられたおかげだと思いますね。

(司会者)

そうすると、今の話をまとめると、量刑検索システムの傾向を見たりとか、あるいは中間評決して、みんなのいろいろな考えを知ること、御自身の考えも適正にできたということですかね。

(6番)

そうですね。そこで、我々全くの素人でも、こういうところなのだなというのは理解できましたし、今、言いましたように、前の前段階で一旦やってみるというのは、すごくよかったと思います。

(司会者)

その他、評議の中で、裁判官と裁判員の皆さんで議論をしているのですけれども、評議をやっていく上で、もう少しこういうところを考慮したら、評議がもっとよかったのではないかという点がありますかね。ちょっと言いにくいかもしれませんが、どんどん言っていただいて結構ですよ。

(2番)

評議自体には、そんなに問題はないと思うのですけれども、私が後から感じたのは、今日もそうですけれども、6人集まるではないですか、本当はもっと自由に意見を交わしたいと思うのですけれども、もちろん、裁判官の方もすごく気を遣っていただけるのですけれども、なかなか難しいと言え、難しいのですけれども、そういうときに、よく我々はアイスブレイクを使うのです。よくファシリテータ、ああいうのがあったら意外と面白いのかなと思って、一瞬に打ち解けるではないですか、そんなのって面白いのかなと。毎朝来たときに、朝一番、昨日何をやった、そういうのは、また、盛り上がるように考えますけれども、そういうのをもしもやったら面白いのではないかと思いました。

(司会者)

なるほどね、打ち解けるようないろいろな工夫がもっとあるかもしれないなということですかね。

(2番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。

他の方、いかがですか、評議の進め方で何か工夫というか、アイデアというか、こういうふうにしたほうがいいのではないかとか。

(4番)

私も評議の進め方は全く問題ないと思いました。また、裁判所の方が、いろいろ

気を遣っていただいて、裁判長は、初日は、まず、本当に知らない人が集まった中で、今日は初日なので、昼食会をみんなでやりましょうということで、初日にみんなお弁当を頼んで、囲みながら、あれで結構打ち解けたかなというのがあったので、非常によかったなと思っています。

(司会者)

そういうようなところでの工夫というのも、結構重要ではないかということですね。

(4番)

本当に事務方の御苦労も大変なのだろうなと感じて、感謝しているところです。

(裁判官)

1点だけ、逆に評議の中で、裁判官の意見が強引過ぎたりとか、裁判官が何か結論を強引にもっていったりとか、そういうふうにした御経験とかがあればちょっとお伺いしたいと思います。

(司会者)

言にくいかもしれませんが、どうぞ、よりよい裁判員裁判のためにおっしゃっていただければと思います。どなたか、いかがでしょうか。

(4番)

これは、私が持っていた裁判官のイメージは、もっと厳格で、堅物というイメージがずっとあったのですけれども、今回、御一緒させてもらって、全然普通なのだなということですね、裁判長なども本当に気さくな方で、逆に我々はやりやすかったと思います。裁判官も、3名とも本当に和気あいあいといったような感じで評議もやらせてもらったので、そういう意味では、非常にやりやすかったです。イメージがちょっと変わりました。

(司会者)

ありがたいのですけれども、他に、ごりごり押され、押しつけられたみたいなの、もし、問題があれば、おっしゃっていただければ、反省材料にしたいのですけれど

も、どなたか、いかがでしょうか。

(1番)

今、4番さんがおっしゃったのと、逆だけれども、もうちょっと裁判官が、どうしてですかとか、質問しないのですね。しないから、私も何かあまり、どうしてそうですかと言いたくないのだけれども、言わないとはっきりしないから、基になるのは何ですかと言いたくなるけれども、そんなにきつく言ったら嫌だから、私は、こういう思いですので、どうですかとか、本当にもう少しいまいこと裁判官が、みんなに言わせるようにというか、持っていったら、逆に御苦労があるなと思うけれど。もうちょっと言ってもいいのではないかなというのがありましたね。でも、どちらかという、そういうのを言わないようにしているということですね。

(裁判官)

1番さんのおっしゃるのは裁判官が、逆に意見を言わなさすぎたというところがあるということですね。

(1番)

だから、一緒にいた裁判員の方が、私ども企業とかで言うと、答えを出して、これは、これこれの理由でこうですと言ったら、また、それに対して反論するではないですか、それが雰囲気的でないでしょう。特にみんな言わないから、やれることはありますね。

本当は裁判長と裁判官に、そういうことを言ってほしかったというのがありました。

(司会者)

むしろ、裁判官のほうが、言うべきことはしっかり言ってもらいたいという場面もあると。

(1番)

そうですね。責めるのではなくて、こういう意味ですよとか、注釈を加えるとか、専門家として。

(司会者)

そういうのが必要な場面にはしっかりやってほしいと。

(1 番)

そこはしっかり言ってほしいなと思います。

(司会者)

なるほど、わかりました。

すみません、こういう形でずっとお話をしていると、裁判官も非常にためになって勉強になるのですけれども、限られた5時までの時間で、今日は非常に活発に御意見をいただきましてありがとうございます。

最後に、冒頭で申し上げましたとおり、これから裁判員裁判を経験される裁判員の皆さん、皆さんの後輩とも言える人たちに対して、何かメッセージや、エールを送っていただければと思っています。1 番の方、いかがでしょう。

(1 番)

裁判員に当たった場合、非常に皆さん、不安な部分とかあると思いますけれども、これは非常に高い倍率で当たったわけなので、意欲を持って、きっといろいろな意味でいい経験になると思いますので、参加していただければと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

では、2 番の方、いかがでしょうか。

(2 番)

これからの人に言いたいのは、思ったよりも自由に自分の意見を言えますよと、全然プレッシャーありませんよと、仕事と違って、それと、ある意味、非日常なのですね。だから、この裁判に参加することは、非日常で、かつ、自分を見つめ直すこともできるのではないかなと、それがメッセージです。いい機会だと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

(3番)

私もやる前は、すごく不安だったのですけれども、なりたくてもなかなかできないことなので、ぜひやっていただきたいなと思います。最初は、自分で意見が言えるのかなとか思っていたのですけれども、結構、意外に言いたいこととかが出てくるし、それが言いやすい場所でもあったので、ぜひ恐れずにやってもらいたいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。

(4番)

絶対に自分にプラスになるなと思いましたので、家族も含めて、それを言っています。

(司会者)

ありがとうございます。

(5番)

私も最初は嫌でしたけれども、経験して、やって本当によかったと思うので、これから、裁判員になる方、若い方でしたら、これから、自分の人生の後に、役に立つと思いますし、年がいった方に対しては、家族とか、年下の方に対する、こうだぞ、こうなんだよというアドバイスをすることもできるのではないかと思うので、怖がらないこと、恐れなくて、本当にしたくてもできない経験なので、やってみてください。

(司会者)

ありがとうございます。

(6番)

私も皆さんと一緒に、いい経験になるでしょうし、ぜひ経験してもらいたいなというふうに思います。何よりも、5日間とか、ここに、裁判所が身近に感じるようになりますので、何か特に違和感はなくなりますので、裁判所などというと、遠い

存在で、何か普段こんなことはないでしょうけれども、おかげで、何日か通っているうちに身近に感じますよね。そういったためにも、ぜひ参加していただいたほうが良いと思います。そういうふうに思います。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、裁判員経験者の皆様、本当に本日は、長時間にわたって大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。心より御礼申し上げます。

いただいた御意見を今後に活かして、裁判員裁判をより一層よいものにしていきたいと思っております。

本日は、御多忙のところをお越しいただき、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以 上